

第三編第二章第七節第三款中第六百一十七条の前に次の二条を加える。

(賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了)

第六百一十六条の二 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合には、賃貸借は、これによつて終了する。第六百二十二条の二第一項に規定する」を加え第六百十九条第二項ただし書中「ただし」の下に「第六百二十二条の二第一項に規定する」を加えて第六百二十条中「おいて、当事者の一方に過失があつたときは、その者に対する」を「おいては、」に改める。

第六百二十一條及び第六百二十二条を次のように改める。

(賃借人の原状回復義務)

第六百二十二条 賃借人は、賃借物を受け取つた後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によつて生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。)がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第六百二十二条 第五百九十七条第一項、第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百条の規定は、賃貸借について準用する。

第三編第二章第七節に次の二条を加える。

(第四款 敷金)

第六百三十二条の二 賃貸人は、敷金(いかなる名目によるかを問はず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。)を受け取つてゐる場合において、次に掲げるときは、賃借人に對し、その受け取つた敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

一 賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。

二 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。

三 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に對し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第六百二十四条の二の次に次の二条を加える。

第六百二十四条の一 労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 使用者の責めに歸することができない事由によつて労働に従事することができなくなつたとき。

二 雇用が履行の中途で終了したとき。

第六百二十六条第一項中「雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべき」を「その終期が不確定である」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「ときは、三箇月前に」を「者は、それが使用者であるときは三箇月前、労働者であるときは二週間に」に改める。

第六百二十七条第二項中には、「の下に「使用者からの」」を加える。

第六百三十四条の前の見出しを削り、同条から第六百三十六条までを次のように改める。

(注文者が受けける利益の割合に応じた報酬)

第六百三十四条 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によつて注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受けける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 注文者の責めに歸することができない事由によつて仕事を完成することができなくなつたとき。

二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

第六百三十五条 削除

(請負人の担保責任の制限)

第六百三十六条 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者は品質に関する指図によつて生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。

第六百三十七条の前の見出しを削り、同条から第六百四十条までを次のように改める。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)

第六百三十七条 前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知つた時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時)において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときは、適用しない。

第六百三十八条から第六百四十条まで 削除

第六百四十二条第一項後段を削り、同項に次の二条を加える。

ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。

第六百四十二条 第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。

第六百四十二条の次に次の二条を加える。

(復受任者の選任等)

第六百四十四条の二 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

2 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対しても、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。

第六百四十八条第三項を次のように改める。

3 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 委任者の責めに歸することができない事由によつて委任事務の履行をすることができなくなつたとき。

二 委任が履行の中途で終了したとき。

第六百四十八条の次に次の二条を加える。

(成果等に対する報酬)

第六百四十八条の二 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うこと約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならぬ。

第六百四十八条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

第六百五十二条を次のように改める。

2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

2 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したとき。